



新富士ロータリークラブ会報

ROTARY : MAKING A DIFFERENCE

— ローターリー：変化をもたらす —

R I 会長 アイノS.ライズリー
第2620地区ガバナー 松村友吉
新富士R.C.会長 森美城
幹事 川口平吾

事務所：富士市平垣本町8番1号
例会場：ホテルグランド富士内
TEL(0545)61-0360
例会日時：毎月第2・3・4火曜日
12:30~13:30



第1292回例会(2018.1.23)

司会 高橋 孝行副会場監督

ソング 「奉仕の理想」

四つのテスト唱和・本年度新富士R.C.テーマ唱和

R I テーマ唱和

会長挨拶

皆さん、こんにちは。

昨年訪日外国観光客は2017年11月で2,600万人を超え、過去最高だったそうです。その経済効果は大きいのですが、ユーチューブにアップするために日本で迷惑行為を撮影する輩が多数いるそうです。ユーチューバー迷惑行為のトップはアメリカ人だそうです。その他、訪日観光客の迷惑行為は築地で競りの魚を直に触ったり、踏切に入って撮影したり、市場で漬物を直に触って撮影したり、傷みややすい果物を直に触ったり、所構わずゴミを捨てたり、トイレが混んでいるときは男子便所に平気で行ってしまう女性、列に並ばず集団で割り込んだり、食堂に他店で買った物を持ち込んで食べるとか、立ち入り禁止の場所に入ったり、他人の迷惑を考えない多くのマナー違反が目立ちます。上げればキリがありません。文化の違いもあるのですが、観光するとは光を観るということだそうです。つまり、光とは文化や心を示すと京都のある寺の住職が言っていました。他国の文化に触れる場合は、その国に尊敬を払い、その文化・心を理解してから観光してほしいものです。特に日本人は外国語に弱く、自己主張が乏しく、寛容の気持ちが他国の人より強い国民なので、いいように振り回されているようです。私たちも、他国に観光に行く場合は、その国の文化を理解し、礼儀正しく観光いたしましょう。

ちなみに、今年の訪日観光客トップ3は、中国、韓

国、台湾だったそうです。

今日の例会もよろしくお願いいたします。

幹事報告

①例会臨時変更のお知らせ

- ・沼津R.C. 2/2(金) 移動例会
2/16(金) 祝日休会
3/2(金)→2/25(日) 静岡第3分区IMに振替
3/23(金) 祝日休会
- ・静岡南R.C. 2/6(火) 夜間例会
2/13(火) 休会
2/20(火)→2/23(金) 7R.C.合同例会
3/20(火) 休会

②国際ロータリー日本財団より、赤淵浩雄前会長にベネファクターの認証が送られてきました。

③ロータリー囲碁同好会より、「第19回ロータリー国際囲碁大会」開催のお知らせ
受信回覧

④米山記念奨学会より、2018年度 米山記念奨学生「世話クラブ」および「カウンセラー」引き受け希望アンケート 受信回覧

⑤ガバナー月信 1月号 各配布

⑥週報受信回覧 沼津R.C. 富士宮R.C.



赤淵浩雄前会長にベネファクター贈呈



司会進行
高橋孝行副会場監督



出席委員会報告
渡邊勝英出席委員

プログラム予定

2月20日(火) 通常例会(音楽会)

2月25日(日) 静岡第3分区IM
(沼津リバーサイドホテル)

出席報告

例会回数	計算会員数	出席者数	欠席者数	MU	出席率
第1292回	27	20	7		暫定74.1%
第1290回	27	25	2		確定92.6%

《本日の欠席者》

佐野 昌宏君 堀井 健治君 潮来 克士君
 久保田元久君 鈴木 一也君 内山 大君
 梅谷 明子君



私のスマイル

佐藤 常明君 何かいいことがありそうな気がします。
 仲澤 千尋君 こんにちは、寒いですね。久しぶりの雪に子供3人、犬1頭が大喜びでした。
 小山 哲君 少しでもプラス思考で行こうと深呼吸！気分爽快になりました。

木村 憲司君 雪の被害がなくて良かったです。
 森 美城君 昨日は寒かったですね。降雪注意もでしたが、雪は降りませんでした。
 川口 平吾君 前はカゼのため、途中欠席で失礼しました。
 和田 三郎君 二男が、東京女子医大整形外科学教室の准教授に昇進しました。
 長原 幹君 大雪に続き、最強の寒波の襲来、日本列島も私も、ふるえ上がっています。
 赤淵 浩雄君 富士山の影響でしょうか、富士市の積雪は高地だけでした。チョッピリ残念です。
 小串 民義君 富士は気候がいいですね。雪が降りませんでした。
 本多 脩身君 いい天気ですね。
 川村 武君 大寒波による大雪、東京などは交通網が乱れ大変です。富士市はその点恵まれていますね。
 望月 研一君 健康一番

クラブ協議会

職業奉仕月間 「私の職業」



和田三郎プログラム委員長

弁護士の職業について

齊藤 寛明会員

1. 弁護士の仕事は、「自分達ではどうしようもないことが起こったときに、法律という最後の手段を使って人々を助ける仕事」です。依頼者からお金をもらう形で法律相談に応じたり、法廷に立って訴えられた被告の弁護を行ったり、和解を求めて相手と交渉ができたりするのは弁護士だけです。このことは、「弁護士資格を持たない者が、報酬を得る目的で、紛争に介入して交渉の代理を行ったり、法律事件に関する法律事務を行ったりしてはいけない」と、弁護士法で定められています（同法72条）。もし、このルールを破ってしまうと、罰せられてしまいます。
2. 弁護士が担当する事件は、「民事事件」と「刑事事件」の2つに分かれます。「民事事件」とは、普通の生活上で起きる可能性のあるトラブルのことです。例えば、個人相手では、相続、離婚、自己破産、交通事故などがあり、企業相手では、雇用問題、知的財産権などがあります。依頼者に代わり、弁護士がトラブルの相手に罰則や賠償を求めます。裁判を起こすこともあれば、当事者同士の話し合いなどによる和解で解決へ導きます。「刑事事件」とは、犯罪に関わる事件のことです。個人間のトラブルではなく、殺人や脱税など、国が個人の刑罰を問う事件を指します。弁護士は、刑責を問われている個人（被告人）を弁護する立場として、無実の証拠を集めたり、刑罰の減刑を求めたりして法廷に立ちます。
3. なお、『裁判所に赴かない業務』も行っています。その代表的なものが「企業法務」です。



土地家屋調査士および関連業務

原 睦雄会員

■土地家屋調査士（法務省）

全国県単位で50会の組織で、会員数個人が16,761人、法人が336法人
 静岡県の会員数が607名で、富士支部が42名の組織
 昭和25年7月31日、土地家屋調査士法により創設された
 ・不動産の「表示に関する登記」また土地の境界に関する調査測量のプロ、皆さんの土地建物をサポートする
 ・法務省が実施する地図混乱地域の地図整備作業
 ・町村で行う地積整備事業、立会業務等
 ・法務局が行う筆界特定制度の筆界調査員
 ・裁判外民間紛争解決制度（ADR）の境界問題紛争解決センター（弁護士と共に受託）
 ・公共団体が行う登記について受託する静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

■行政書士業務 静岡県

官庁提出書類代行一切
 警察署（交通関係）、保健所（飲食風俗関係）、市町役所（住民票等各種交付申請）、静岡県（県道の工事）、国機関（財務省への払下）
 各法律に基づく申請書類一切

■筆界と所有権境

筆界とは、一筆の土地が登記された時にその境を構成するもの（明治初期に測量した図面に基づく）
 所有権境とは、所有者同士で認め合っている境界

